

障害者用 I C カード乗車券取扱規則の一部改正（2026 年 2 月 27 日九州旅客鉄道株式会社公告第 23 号）

障害者用 I C カード乗車券取扱規則（2025 年 3 月九州旅客鉄道株式会社公告第 15 号）の一部を次のように改正し、2026 年 3 月 14 日から施行します。

現 行	改 正
<p data-bbox="591 272 667 300">(前略)</p> <p data-bbox="143 357 315 384">第 2 節 運賃</p> <p data-bbox="143 400 309 427">(運賃の減額)</p> <p data-bbox="143 443 1104 687">第 13 条 障害者用 SUGOCA 乗車券を I C カード規則第 17 条第 1 項の規定により使用する場合、出場時に障害者用 SUGOCA 乗車券の S F から I C カード規則第 24 条に定める片道普通旅客運賃に、身体障害者規則第 7 条、知的障害者規則第 6 条又は精神障害者規則第 6 条に定める割引率（以下これらを「障害者割引」といいます。）を適用した額（以下「障害者用 SUGOCA の運賃」といいます。）を減額します。</p> <p data-bbox="582 743 665 770">(中略)</p> <p data-bbox="143 831 562 858">(同一駅で出場する場合の取扱方)</p> <p data-bbox="143 874 1104 1031">第 25 条 旅客は、障害者 SUGOCA 乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間に対する普通旅客運賃に障害者割引を適用した額を現金で支払い、カードの出場処理を受けなければなりません。</p> <p data-bbox="143 1046 1104 1203">2 旅客は、障害者 SUGOCA 乗車券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、旅客規則第 295 条第 2 項第 1 号に規定するその駅の入場料金を現金で支払い、カードの出場処理を受けなければなりません。</p> <p data-bbox="568 1259 674 1286">(以下略)</p>	<p data-bbox="1583 272 1659 300">(前略)</p> <p data-bbox="1135 357 1308 384">第 2 節 運賃</p> <p data-bbox="1135 400 1301 427">(運賃の減額)</p> <p data-bbox="1135 443 2096 687">第 13 条 障害者用 SUGOCA 乗車券を I C カード規則第 17 条第 1 項の規定により使用する場合、出場時に障害者用 SUGOCA 乗車券の S F から I C カード規則第 24 条に定める普通旅客運賃に、身体障害者規則第 7 条、知的障害者規則第 6 条又は精神障害者規則第 6 条に定める割引率（以下これらを「障害者割引」といいます。）を適用した額（以下「障害者用 SUGOCA の運賃」といいます。）を減額します。</p> <p data-bbox="1574 743 1657 770">(中略)</p> <p data-bbox="1135 831 1554 858">(同一駅で出場する場合の取扱方)</p> <p data-bbox="1135 874 2096 1031">第 25 条 旅客は、障害者 SUGOCA 乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間に対する普通旅客運賃に障害者割引を適用した額を現金で支払い、カードの出場処理を受けなければなりません。</p> <p data-bbox="1135 1046 2096 1203">2 旅客は、障害者 SUGOCA 乗車券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、旅客規則第 295 条第 1 項第 6 号に規定するその駅の入場料金を現金で支払い、カードの出場処理を受けなければなりません。</p> <p data-bbox="1561 1259 1666 1286">(以下略)</p>